

公益通報者保護規程

公益
財団
法人 みやぎ産業振興機構

公益通報者保護規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）における法令違反又は不正行為の防止及び早期発見のため、役職員からの通報手続きを定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は下記に該当する役職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 就業規則第 2 条に規定する正職員
- (4) 準職員就業規則第 2 条に規定する準職員
- (5) 任期付き職員就業規則第 2 条に規定する任期付き職員等
- (6) 再雇用職員就業規則第 2 条に規定する再雇用職員
- (7) 非常勤職員就業規則第 2 条に規定する非常勤職員
- (8) 基本契約書等により機構の就業規則に則ることが定められている派遣職員

(通 報 等)

第 3 条 機構の役職員の法令違反又は不正行為として各号に掲げる事項（以下「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をしなければならない。

- (1) 就業規則第 69 条、準職員就業規則第 59 条、任期付き職員就業規則第 59 条、再雇用職員就業規則第 48 条、非常勤職員就業規則第 46 条に規定する懲戒処分に該当する行為
 - (2) 役職員、利用者その他関係者の安全、健康に対して危険な行為又危険を及ぼすおそれのある行為
 - (3) 就業規則等就業に関する規程に違反する行為；
 - (4) 前各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩による機構の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為
- 2 前項の申告事項を提供した者（以下「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員も同様とする。

(通報等の方法)

第 4 条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- (1) 理事長以外の役職員の法令違反又は不正に関する通報等
ヘルプライン窓口 理事長
- (2) 理事長の法令違反若しくは不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等
ヘルプライン窓口 監事

- 2 役職員は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第9条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

(通報等の窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 この規程の定めに従って行われる通報等については、就業規則その他に定める守秘義務に関する規定及び機構の名誉・利益・秩序・職場規律の遵守規定を適用しない。
- 4 第12条に規定する不正目的の通報等については、前項は適用しない。

(通報等に基づく調査)

第6条 通報等をうけたヘルプライン窓口の者は、通報者に対して、通報等をうけた日から14日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。
- 4 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の者において調査することを原則とするが、職員を指名して調査を命じ、又は弁護士等の有職者に調査を依頼することができる。(以下、調査を行う職員及び有識者を「調査者」という。)
- 5 調査にあたっては、公益通報者が明らかになることがないように、また、公益通報者の対象となった者又は調査に協力した職員等の信用、名誉及びプライバシーが侵害されないよう配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第7条 機構は、通報者が通報等を行ったことを理由として、通報者に対して解雇等の不当な扱いを行ってはならない。

- 2 機構は、通報者に対して不当な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員に対して、その職に応じた次の対応を行うことができる。
 - (1) 理事及び監事 評議員への事実の通知
 - (2) 職員 懲戒処分
 - (3) 委嘱者 契約解除
 - (4) 派遣職員 派遣元への事実の通知
- 3 前2項の規定は、通報者に協力した役職員及びその通報を受けた事項に関する調査に協力した役職員に対する不当な取り扱い等に対しても適用する。

(秘密保持)

第8条 ヘルプライン窓口及び第6条第4項に規定する調査者は、申告事項及びその調査に関する秘密を漏洩してはならない。

2 機構は、正当な理由なく前項の秘密を漏洩した者を前条第2項と同様の対応を行うことができる。

(通 知)

第9条 ヘルプライン窓口の者は、通報者に対し、調査結果を通知しなければならない。

(コンプライアンス委員会への報告)

第10条 ヘルプライン窓口の者は、コンプライアンス委員会に調査結果を報告しなければならない。

(情報の記録と管理)

第11条 通報等を受けたヘルプライン窓口の者及び調査者は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。

2 通報等を受けたヘルプライン窓口の者及び調査者並びにコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 機構の役職員は、ヘルプライン窓口の者及び調査者に対して、通報者の氏名を開示するように求めてはならない。

(不正の目的)

第12条 役職員は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 機構は、前項の規定に違反して通報を行ったものに対し、第7条第2項の対応を行うことができる。

(役職員への周知)

第13条 理事長は、機構内において、法令及びこの規程に基づく公益通報者保護制度について、役職員に周知しなければならない。

(公 表)

第14条 この規程は機構ホームページにより公表する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改正・廃止は、理事会の決議を得て行うものとする。

(補 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。